

設置する部屋

1 寝室

普段の就寝に使われる部屋に設置します。
 子供部屋や老人の居室なども、就寝に使われている場合は対象となります。

2 階段

寝室がある階(屋外に避難できる出口がある階を除く)の階段最上部に設置します。

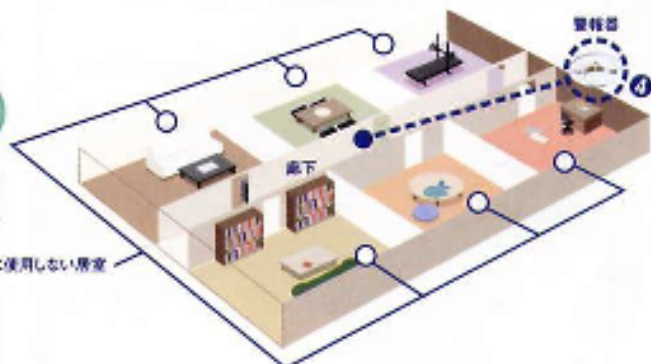
3 3階建て以上の場合

上記 1 2 の他に

- 1 寝室がある階から、2つ下の階の階段(屋外に設置された階段を除く)に設置します。
 (当該階段の上階の階に住宅用火災警報器が設置されている場合を除く)
- 2 寝室が避難階(1F)のみにある場合は、居室がある最上階の階段に設置します。

4 その他

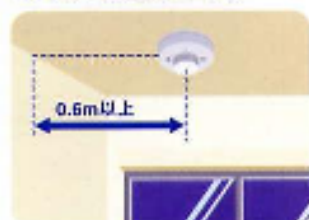
1 2 3 で警報器を設置する必要がなかった階で、就寝に使用しない居室(床面積が7㎡以上)が5以上ある階の廊下に設置します。



設置基準の詳細は市町村条例によって定められますので、住宅用火災警報器を設置の際は、必ず各市町村の所轄消防署でご確認ください。

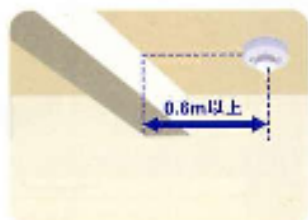
取付位置

●天井に設置する場合

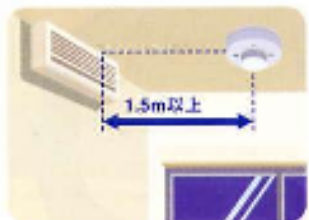


警報器の中心を壁から0.6m以上離して取り付けます。

※熱を感知するものは0.4m以上離して取り付けます。

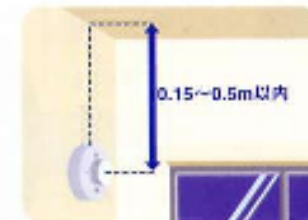


梁などがある場合は、梁から0.6m以上離して取り付けます。



エアコンなどの吹き出し口がある場合は、吹き出し口から1.5m以上離して取り付けます。

●壁に設置する場合



警報器の中心が天井から0.15～0.5m以内の位置に取り付けます。